

教委学第2936号
令和6年1月19日

各県立中学校長 様

学校教育課長

令和6年能登半島地震に伴う教科書事務に関する留意事項について（通知）

令和6年能登半島地震に伴う教科書事務に関する留意事項について、別添のとおり、文部科学省初等中等教育局教科書課から連絡がありました。

ついては、別添事務連絡の内容を確認いただくとともに、下記の事項に該当する生徒がいる場合は、教科書給与事務等が適切に行われるようよろしくお願いいたします。

特に、下記の1、2に該当する場合は、速やかに処理していただくとともに、必ず学校教育課担当まで御一報ください。内訳等の報告（別添様式）について別途依頼します。

記

- 1 被災した義務教育諸学校の生徒が転入学した場合
 - ・ 通常の転入学の場合と同様に無償給与すること。ただし、通常の転入学では再給与できない、転入学前の学校と採択が同じ教科書についても、今回の被災を受けて喪失又は損傷している場合は無償給与して差し支えない。
- 2 被災した義務教育諸学校の生徒が一時的に避難し弾力的に受け入れた場合
 - ・ 上記1と同様に無償給与して差し支えない。
- 3 貴校に被災した要保護・準要保護の生徒がいる場合
 - ・ 教科書の購入が困難である旨の証明書を交付された者で、喪失又は損傷したものについては、各教科書・一般書籍供給会社及び教科書取扱書店に相談すること。

担 当 特別活動担当 重永
電 話 0952-25-7048（直通）